

キャンパス内には、学生・教職員の健康の保持・増進を図るための施設として「保健管理センター」があるほか、福利厚生に資するため食堂、売店、理・美容室、ATMなどがあります。

また、学生の憩いの場として「学生ラウンジ」を設け、学生相互のコミュニケーション等に利用されています。



保健管理センター

保健管理センターは、学生及び教職員の保健管理に関する専門的業務を行い、心身の健康の保持増進を図るための施設です。ここでは、医師及び保健師が在室し、学内で発生したケガ等に対する応急処置、健康及び精神衛生に関する相談・助言並びに保健指導のほか、定期健康診断等も行っています。また、リハビリテーションに必要な機器も備えてあり、リハビリを行うこともできるほか、心理カウンセリングを受けることもできます。



学生食堂

食堂は明るく開放感があり、多くの学生が利用します。朝食はバイキング方式で朝練後の学生や授業に向かう学生でにぎわいます。また、昼食はアラカルト方式になっており、好みのメニューを選ぶことができます。このほか、ランチバイキングやカレーフェアといったイベントも企画しています。



学生ラウンジ



売店



理・美容室



ATM



合宿研修施設



ロッカー室

学 費

入学科等 (令和7年度)

区 分		金 額	納 入 時 期
入学科		282,000円	入 学 手 続 時
授業料	前 期	267,900円	5月下旬
	後 期	267,900円	10月下旬
その他経費 (各種保険料等)		86,800円	入 学 手 続 時

学費の免除

1.高等教育の修学支援新制度

令和2年度から、住民税非課税世帯またはそれに準ずる世帯の学生向けに、授業料・入学料の減免に、給付型奨学金の支給をセットにした新制度が開始されました。加えて、令和7年度からは扶養する子どもが3人以上いる世帯を対象とした多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学料の無償化が開始されました。申込については、高等学校等での予約採用のほか、入学後の在学採用によっても申し込むことができます (新制度の非対象者や大学院生には、大学独自の入学料免除・授業料免除制度があります)。

2.入学料特別免除

入学前の競技成績 (大学院の入試成績) の特に優れた者に対し実施します。SS入学者は全員、学校推薦型選抜入学者は競技成績により選考 (申請不要)。

3.授業料特別免除

在学中の競技成績又は学業成績の特に優れた者に対し実施します。

傷害保険

教育研究活動中の不慮の災害事故の補償や、課外活動中・往復中の事故の補償のほか、他人への賠償等のために、次のような各種傷害保険を準備しています。

学生教育研究災害傷害保険	保険料：3,300円 (4年間) 1,750円 (2年間)
学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険	保険料：1,360円 (4年間) 680円 (2年間)
学生が体育実技や実験実習等の正課の授業中、学校行事、課外活動中等、教育研究活動中の事故や通学中等の事故によって被った傷害に対して、補償する制度。本学では、学生が安心して学業に励むことができるように入学期に全員加入していただいています。	
スポーツ安全保険	保険料：7,400円 (4年間) 3,700円 (2年間)
課外活動団体等でスポーツ活動、指導活動等を行う者がその活動中や往復中に生じた事故によって傷害を被った場合や他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害賠償責任を負った場合、補償する制度。本学では、学生が安心して課外活動ができるよう学部生は入学時に全員加入していただいています。	
学生総合補償プラン	保険料 (4年間) 一人暮らしA__57,790円 自宅学生D__49,860円 一人暮らしB__49,990円 自宅学生E__42,060円 一人暮らしC__44,850円 自宅学生F__36,920円
学研災付帯学生生活総合保険	保険料 (4年間) 自宅学生A__74,320円 一人暮らしD__80,310円 自宅学生B__43,540円 一人暮らしE__49,530円 自宅学生C__38,890円 一人暮らしF__44,880円
教育研究活動中のみならず日常生活で生じたさまざまな事故に対して、総合補償する制度。損害賠償制度や学費・育英費用にも対応しており、加入は、任意となっています。	

※令和7年4月現在

経済支援

鹿屋体育大学修学支援基金

寄付金及びその運用により構成される「鹿屋体育大学修学支援基金」を創設し、経済的理由により修学が困難な学生の支援を行っています。

- ① 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業
- ② 学資金を支給する事業
- ③ 学生の留学に係る費用を負担する事業等

特別奨学金 (本学独自の奨学金)

学資負担者の死亡・失職等の理由により、経済的に著しく困窮し、かつ修学態度が良好である学生に対して、「特別奨学金 (20万円)」を給付します。

日本学生支援機構

① 給付奨学金

高等教育の修学支援新制度のひとつとして、人物・学業ともに優れ、経済的な理由により著しく就学困難と認められる者に給付される、返還の必要のない奨学金です。

② 貸与奨学金 (第一種：無利子、第二種：有利子)

人物・学業ともに優れ、経済的な理由により著しく就学困難と認められる者に貸与されます。

③ 入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)

日本政策金融公庫の教育ローンを低所得を理由に受けられなかった世帯向け。人的保証制度に代わる機関保証制度により、保証人がいない場合でも一定の保証料を支払うことにより奨学金を貸与されることがあります。

鹿屋体育大学 日本学生支援機構奨学生数一覧

学 部							
	学生数 a	一 種	二 種	併用 (一 種 + 二 種) 内数	貸与 人数 b	貸与 比率 b/a	給付 奨学金 受給者
4年生	209	41	54	12	84	40%	32
3年生	200	56	55	19	92	46%	31
2年生	181	54	46	18	82	45%	23
1年生	177	46	46	15	77	44%	32
合計	767	197	201	64	335	44%	118
大 学 院							
	学生数 c	一 種	二 種	併用 (一 種 + 二 種) 内数	貸与 人数 d	貸与 比率 d/c	
修士課程	35	10	3	2	11	31%	
博士課程	37	4	1	1	4	11%	
合計	72	14	4	3	15	21%	

注) 地方公共団体や民間の育英奨学事業団体等の奨学金もあります。